

## 第4章 カナダ オンタリオ州

### 1. 探偵業界の現状

連邦国家であるカナダでは、連邦レベルの探偵業にかかる法令は存在せず、各州で探偵業にかかる法令を定めている。本調査ではカナダの首都オタワ及びカナダ最大都市のトロントを有するオンタリオ州を調査対象とした。

#### (1)探偵の定義

オンタリオ州では、「探偵及び警備員法」(Private Investigators and Security Guards Act)により、探偵事業者、探偵、警備事業者及び警備員にかかる法規制を行っている。オンタリオ州の同法における探偵の定義は次の通りである。

オンタリオ州 Private Investigators and Security Guards Actにおける探偵の定義

探偵とは、次のことを調査・探索し、賃金または報酬を得て情報を提供する者である。

- (1) 人の個人的特徴・行動、もしくは人の事業や職業の性質・種類に関する情報
- (2) 法の違反者
- (3) 失踪者または遺失物

(原文)

a person who investigates and furnishes information for hire or reward, including a person who,

- (a) searches for and furnishes information as to the personal character or actions of a person, or the character or kind of business or occupation of a person,
- (b) searches for offenders against the law, or
- (c) searches for missing persons or property

出所：Private Investigators and Security Guards Act 第1条

なお、オンタリオ州法では、「財政的信用格付け」、「被用者等の資格・適性」、「保険申込者の資格・適性」についての情報を調査・探索する者及び「一つの企業に終身雇用された探偵・警備員」(企業内探偵・警備員)などは州法の定める探偵の定義から除かれるため、これらの探偵・警備員は同法の対象外となる(探偵及び警備員法 第2条)。

## (2)探偵事業者数

オンタリオ州では探偵業にライセンス制度が導入されており、探偵事業者もライセンスを取得しなければならない。オンタリオ州政府の監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services によると、2005年4月時点で、オンタリオ州では380社の探偵事業者がライセンスを受けている。うち、探偵業のみのライセンスを取得している事業者は246社、警備業と探偵業の二重ライセンス（dual license）を取得している事業者は134社である。ライセンスを受けた探偵事業者数は年々増加しているが、ライセンス警備会社数の伸びの方が高い。

カナダの探偵業は2、3人程度の小規模事業者がほとんどである。オンタリオ州でも同様に探偵事業者の多くが小規模事業者である。オンタリオ州で規模の大きい探偵事業者は5、6社程度（下記参照）に限られる。

### オンタリオ州の主な大規模探偵事業者

|                          |
|--------------------------|
| King-Reed 社              |
| Investigators Group 社    |
| Signum Investigations 社  |
| Northwood & Associates 社 |
| Kraag & Associates 社     |
| Quality Investigations 社 |

出所：CPIOに対するインタビュー調査

大規模な探偵事業者は州内に複数の事務所、支社を構え、ライセンス探偵も数十人規模で雇っていることがほとんどである。例えば、King-Reed社はオンタリオ州内に10ヶ所の事務所があり、従業員約150人（うち、ライセンス探偵110人）、売上高は年間約1400万カナダドルとカナダの探偵業界で最大規模である。Investigators Group社はオンタリオ州内に4ヶ所の事務所があり、ライセンス探偵を45人雇っている。売上高は年間約350万カナダドルである。

## (3)探偵数

オンタリオ州では、探偵事業者と同様に、探偵個人もライセンスを取得しなければならない。監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services によると、2005年4月時点でのオンタリオ州の探偵ライセンス取得者は3,601人である。うち、探偵と警備員の二重ライセンス（dual license）取得者は1,265人、探偵のみのライセンス取得者が2,336人となっている。（警備員は27,000人程度である。）

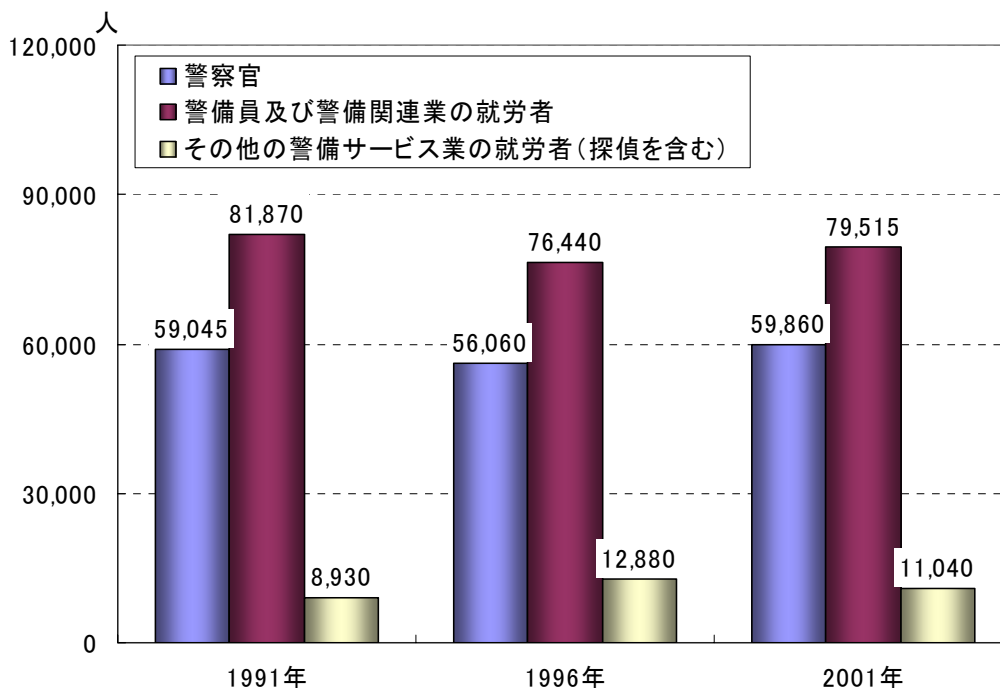
企業内探偵 ( an in-house private investigator ) はライセンスを取得する必要はないため、上記の 3,600 人には含まれていない。監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services の担当課によると、オンタリオ州の企業内探偵は 2,000 人規模であると推測しているが、正確な数値は把握していない。

カナダ全国の探偵数、探偵事業者数を把握している統計はない。カナダの国勢調査においても、探偵は「その他の警備サービス業の就労者」( "Other Protective Service Occupations" ) に含まれており、探偵数だけを示す政府統計はない。カナダの国勢調査によると、探偵が含まれる「その他の警備サービス業の就労者」は、2001 年時点で 11,040 人であり、1996 年より 14.3% ( 1,840 人 ) 減少している。

警察官、警備員の規模と比較しても、探偵が含まれる「その他の警備サービス業の就労者」の数は少ない。2001 年にはカナダ全国で警察官が 59,860 名、警備員が 79,515 名と推計されており、探偵が含まれる「その他の警備サービス業の就労者」数( 11,040 人 ) は警察官の 5 分の 1 以下、警備員の 7 分の 1 以下と推測されている。

オンタリオ州の業界団体 CPIO ( The Council of Private Investigators Ontario ) によると、オンタリオ州の探偵数、探偵事業者数はカナダ最大であり、CPIO ではカナダ全国では、探偵事業者が 1000 社、探偵数が 5000 人程度と推測している。

警備員等に関連する職業 ( 探偵含む ) の就業者数



出所：カナダ統計局 ( Statistics Canada's Internet Site ) より作成  
 ( Statistics Canada : <http://www.statcan.ca/> )

カナダでも退職警察官が探偵になることがある。インタビュー調査では半数程度の探偵は退職警察官であるとの回答を得た。

#### (4)市場規模

オンタリオ州における探偵業界の市場規模は、統計や推計がなく、明らかではない。オンタリオ州のある探偵事業者へのインタビューでは、カナダ全体の市場規模で 7.5 億～10 億カナダドルと推測していた。

カナダ統計局の調査では、2000 年のカナダ全体の探偵業・警備業の市場規模を 27 億カナダドル以上であると推計している。1997 年の調査では、20 億カナダドル以上と推計されており、1997 年から 2000 年の 3 年間で市場規模は約 35%増加したことになる。なお、この市場規模には探偵業だけでなく、警備業など他のセキュリティサービスの市場規模も含まれている。

#### (5)業界団体

探偵業を代表する業界団体として、カナダの全国レベルで活動を行っているところはない。警備業等を含めたセキュリティサービス事業全体の全国レベルの業界団体であれば、The Canadian Society for Industrial Security (CSIS) などがある。しかし、CSIS は警備業に関連する活動が多い。カナダ全国レベルの業界団体としては、The Council of Investigators - Atlantic Canada (CPI-AC) などもある。

その他、各州には探偵協議会が存在している。オンタリオ州における代表的な探偵協議会としては、The Council of Private Investigators Ontario (CPIO) が挙げられる。

The Council of Private Investigators Ontario (CPIO) <http://www.cpi-ontario.com/>

The Council of Private Investigators Ontario は 1994 年にオンタリオ州の探偵業のための業界団体として設立された。その前身は、1965 年設立の Association of Investigators and Guard Agencies である。

会員資格は、オンタリオ州で探偵のライセンスを受けた個人、または探偵業のライセンスを受けた企業である。また、会員は CPIO の職業倫理規定、プライバシー規定に従わなければならない。そのため、顧客との契約書に CPIO の倫理規定、プライバシー規定をそのまま利用する会員もいる。なお、CPIO の倫理規定、プライバシー規定の契約書での利用は義務ではない。

カナダ連邦法の個人情報保護法（PIPEDA：Personal Information Protection and Electronic Documents Act）及びその規則に規定される調査機関（an investigative body）に認定されれば、企業は個人情報保護法の適用が一部免除される。調査機関に認定されるためには、企業はプライバシー規定を保有していなければならない。しかし、CPIOの会員企業は、CPIOのプライバシー規定をそのまま自社のプライバシー規定として採用することができるので、自社で独自のプライバシー規定を定める必要がない。

当初、ライセンス探偵事業者のCPIOの加盟率は高くなかったが、このようなメリットからPIPEDAの施行以来、会員数が増えている。2005年5月時点の会員数は、探偵事業者170社、探偵個人会員217人であり、企業会員の加盟率は約45%に達している。なお、会費は企業会員で300カナダドル、個人会員で50カナダドルである。

主な活動は、オンタリオ州政府（監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services）や連邦政府に対するロビー活動、規制関連等の情報提供、会員企業間の情報交換、会員探偵のスキル向上のための研修・セミナーの開催などである。現在行われている法改正に関する検討委員会にも業界を代表して加わっており、法改正をオンタリオ州政府とともにやっている。また、最近の研修・セミナーでは、コンピュータ詐欺についての有識者の講義や精神障害者を監視する際の注意点について心理学者の講義を提供した。

## 2. 探偵の業務内容

### (1)業務内容

探偵が登場するテレビドラマや映画の影響で、カナダでは探偵は家庭内トラブルなど個人顧客向けの調査を行うことが多いというイメージがあるが、実際は異なっている。カナダの探偵が行う調査も他国と同様に、企業向けの調査がほとんどである。個人向けの調査を専門とする探偵事業者もあるが、全体的には少ない。インタビュー調査では、個人顧客の調査は全体の1%程度の可能性があるという意見もあった。

企業顧客向けの主な業務は、ホワイトカラー犯罪（詐欺、社内窃盗等）の調査、保険詐欺調査、知的財産権調査、雇用時の身辺調査（background check）などである。他にも、弁護士が顧客の場合、犯罪被告人弁護のための調査・資料収集なども行う。

警察は予算も人員も限られていることから、殺人・暴行事件を優先的に扱い、経済犯罪（財務詐欺、企業詐欺、社内盗難など）の対応は後回しになりがちである。インタビュー調査ではある探偵事業者が、トロントのような大都市では100万カナダドル以上の詐欺事件でなければ警察は対応しないとコメントしていた。そこで、経済犯罪の被害を受けた企業が探偵事業者に調査を依頼する。特に、保険会社は探偵業界の最大の顧客である。交通事故や火災保険における保険金詐欺事件が多く、保険金の請求が正当で合法であるかを調査する。

近年では、知的財産権に関する調査が増えている。大手メーカー企業が顧客の商標権侵害の実態調査では、顧客のメーカー名を店名に使用している小売店が正式にメーカー名の使用権を得ているか、顧客メーカー製とされる製品（例えばテレビなどの電化製品）が本当にそのメーカー製かなどを調査する。他にも、衛星放送企業が顧客の場合、海賊版チューナーが出回っていないかを調査し、海賊版チューナーがあれば実際に海賊版チューナーを購入し、流通ルートを解明する調査も行っている。コーヒー会社のコンテスト内容や包装紙が法的にも倫理的にも適切なものかを判断する仕事も行う探偵事業者もある。

弁護士から依頼を受けて、犯罪被告人を弁護する資料収集、証人探しなどを行うこともある。大手探偵事業者に対するインタビュー調査によると、年間約3,000件の調査を行っており、犯罪被告人弁護のための調査は年間5~10件程度ある。不当告訴されケースが多く、例えば、この企業では12年間殺人罪容疑で告訴されていた者の無実を証明したこともある。

探偵の権限は一般人と同じであり、探偵が調査活動を行う際に特別な権限は付与されない。ただし、オンタリオ州交通省との協議により、ライセンスを持った探偵に限

り、車両登録データベースへのアクセスが認められている。データベースを利用することにより、車のライセンス番号から所有者を割り出すことができる。データベースの使用は有料であり、1車両毎に12～15ドルとなっている。

探偵の通常の調査活動では武器は不要である。

## (2)料金体系

調査業務は、顧客から依頼を受けて、その依頼内容から調査手法や大まかな予算を立てるところから始まる。予算を超過する場合は、顧客に超過料金の同意を得た上で調査を続ける。支払いは前払いにしている企業が多い。大手の King-Reed 社では、前払い金を調査費用の2%としており、リピート顧客の場合は全額後払いにしている。

調査費用は時間制にしている企業が多く、時間単価は行う調査業務によって異なっている。例えば、個人の家庭内問題の調査では一時間70カナダドル、企業顧客の調査で専門的な分野になると一時間150カナダドルになることもある。時間制の費用の他に、移動の実費（ガソリン代など）やオプションで行う調査（犯罪歴チェック）などが加算される。以下は、King-Reed社の価格例である。

King-Reed社の価格例

| 業務         | 費用               |
|------------|------------------|
| 監視         | 75 カナダドル / 1 時間  |
| 調査業務（尋問含む） | 85 カナダドル / 1 時間  |
| 顧客からの特別依頼  | 125 カナダドル / 1 時間 |
| 犯罪歴チェック    | 40 カナダドル / 1 件   |
| 燃料代        | 0.5 カナダドル / 1km  |

出所：King-Reed社資料

## (3)探偵に対する教育訓練の状況

優秀な探偵は犯罪手口、会計学、法医学に通じる専門家である。しかし、現行では、教育訓練の必要がないため、探偵のスキルは千差万別である。大手探偵事業者では従業員の探偵に社外研修を受講させたり、新規採用した探偵に対して社内研修を提供するなどして、社員の探偵のスキルアップに努めているが、小規模事業者になると全く研修を行わないところもある。

研修マニュアルを定めている企業もある。探偵が調査業務の上で、法的に行えることと行えないことなどを教えるマニュアルである。

探偵は警察官出身であることが多いため、既に特定分野のスキルに長けていることも多い。例えば、尋問や詐欺の発見などを専門にしてきた警察官であれば、探偵として新たな教育訓練を受ける必要もない。しかし、インタビュー調査では、民間の探偵は警察官と異なり、特別な権限がないため、簡単に情報を収集することができない。それに、警察と探偵業の組織文化、環境が違いすぎて、対応できない元警察官の探偵も多いとの指摘もあった。なお、現在審議中の法改正で、探偵の教育訓練が義務化される予定である。（後述）

#### (4)探偵の違法行為、トラブル内容

探偵の違法行為はほとんどない。また、業務上の行為により訴えられることもほとんどなく、顧客からの苦情もない。監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services によると、ライセンスを受けた企業もしくは個人が違法行為により告発されたり、顧客とのトラブルにより訴訟を起こされたケースは、2004 年で 70 件であるが、全て警備事業者もしくは警備員に対するものである。探偵事業者もしくは探偵に関する告発は過去 4 年間で 1 件だけである。その 1 件とは、探偵が警察官に賄賂を渡し、不正に情報を収集した事件である。この行為によりこの探偵のライセンスを失効にした。

このように違法行為が判明すればライセンスが剥奪されるため、探偵は合法的な情報収集・調査しか行わない。そのため、顧客との契約時に違法な目的、内容を含む調査の実施を予め断っている企業が多い。

一方、顧客からの苦情については、今のところ苦情窓口がなく、顧客からの苦情が分散している。直接企業に苦情が行く場合もあれば、業界団体や警察に届いていることもある。そのため、苦情件数は定かではない。企業に対するインタビュー調査によると、個人顧客からの苦情は年に何件かあるが、企業顧客からの苦情は少ない。個人顧客の苦情は調査結果に満足できないというものが多く、この企業では、調査を始める前に満足の行く結果が出ない可能性、リスクを口頭で説明し、契約書にも明記して、予め顧客の了承を得ている。他の企業では、満足のいかない結果が出た場合、顧客は料金を支払わなくてもよいという条項を契約書に含めているところもある。

顧客等からの苦情や業務上の違法行為があれば、州政府は事業者に立入検査を行っている。この監査は 2003 年ごろから開始しているが、今のところほとんどが警備事業者に対する監査であり、探偵事業者が監査対象となることはほとんどない。なお、現行の法制度では州政府に事業者の監査権限はないため、現在検討されている法改正で監査権限に関する規定を州政府は盛り込もうとしている。



### 3 . 探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況

#### (1)探偵業関連法令

カナダでは連邦レベルの法規制はなく、各州が州法により規制を行っている。各州の探偵業の関連法令は、探偵業だけでなく、警備業を包括しているが、条文では探偵業と警備業は区別して規定されている。

どの州においても、探偵及び探偵業はライセンス制（免許制）である。連邦レベルの統一ライセンスがないため、複数の州で探偵として働く場合は、各州から探偵としてのライセンスを取得する必要がある。

オンタリオ州における探偵業の関連法令は、州法の探偵及び警備員法（Private Investigators and Security Guards Act）及び「探偵及び警備業規則」（Private Investigators and Security Guards Regulation）である。これらの法令により、オンタリオ州でも探偵事業者及び探偵（個人）はライセンス制になっている（探偵及び警備員法 第 4 条）。探偵個人は雇用者（探偵事業者）を通じて登録することになっている。

オンタリオ州では州政府の Ministry of Community Safety and Correctional Services が探偵業・警備業の監督官庁であり、担当課は Private Investigator and Security Guard Branch である。

#### オンタリオ州の探偵業関連法令

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ Private Investigators and Security Guards Act</li><li>・ Private Investigators and Security Guards Regulation</li></ul> |
|--|

#### (2)探偵業及び探偵にかかる規制

##### 探偵事業者のライセンス

探偵及び警備員法 第 4 条により、オンタリオ州で探偵業を営むためには探偵業のライセンス（免許）が必要である。同法第 5 条及び「探偵及び警備業規則」第 1 条等で、ライセンスの申請の際に必要な事項が規定されている。これら関連法令に基づき、州政府は、探偵業のライセンス申請の要件を次のように定めている。なお、ライセンスの有効期限は 1 年である。

オンタリオ州の探偵業ライセンス取得の要件

| 要件       | 内容   |
|----------|--|
| 必要書類の提出  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書</li> <li>・ 申請者の履歴書</li> <li>・ 推薦状 3 通</li> <li>・ 財政証明書（銀行等、金融機関が発行するもの）</li> <li>・ 定型申請書（PISG005）（住所や企業名等を記入）</li> <li>・ 写真 2 枚</li> <li>・ 経営者の一人の指紋</li> <li>・ 従業員の教育訓練計画</li> </ul> |
| 経験       | 経営者は、最低 3 年間の探偵業もしくは警備業に関連する業務経験が必要  |
| 取得料等の支払い | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライセンス取得料はライセンスの種類により異なる(下表参照)</li> <li>・ 5000 カナダドル相当のオンタリオ州もしくは連邦政府が発行した債券の提出</li> <li>・ セキュリティサービス事業で発生する損害を補償する保険（最低 100 万カナダドルの補償があること）</li> </ul>                                      |
| その他      | ・ 必要に応じて、探偵及び警備業関連法令、刑法、不法侵入法等についての面接が行われる。  |

オンタリオ州における探偵業・警備業ライセンス取得料

| ライセンス種別          | ライセンス取得料    | 有効期限 |
|------------------|-------------|------|
| 探偵業ライセンス         | 500 カナダドル   | 1 年間 |
| 警備業ライセンス         | 500 カナダドル   |      |
| 探偵業・警備業ライセンス（両方） | 1,000 カナダドル |      |

探偵（個人）のライセンス

事業者と同様に、オンタリオ州で探偵として働くためには、探偵及び警備員法第 4 条により探偵ライセンスが必要である。また、18 歳以上でなければならない（同法第 26 条）。ライセンスは探偵個人に対して発行されるが、ライセンスの申請は、所属する探偵事業者（探偵業のライセンスを取得している企業）を通じて行わなければならない（同法第 5 条）。ただし、自社の警備を行うための企業内探偵・警備員は同法が適用されないため、ライセンスを取得する必要はない。

監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services が関連法令に基づき定めた探偵個人のライセンスの要件は、次の通りである。なお、探偵事業者のライセンスと同様に、探偵個人のライセンスの有効期限も 1 年間である。

オンタリオ州の探偵個人ライセンス取得の要件

| 要件      | 内容  |
|---------|---|
| 年齢      | 18 歳以上  |
| 必要書類の提出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真 2 枚</li> <li>・ 個人を証明する書類 2 通（パスポート、出生証明書等）</li> <li>・ 定型申請書（PISG006）</li> <li>・ 雇用者による雇用前の審査結果（以下の内容を含むこと） <ul style="list-style-type: none"> <li>- 申請者の履歴書</li> <li>- 推薦状 3 通</li> <li>- 推薦者に会い、推薦状の内容を確認したこと 等</li> </ul> </li> </ul> |
| 取得料の支払い | ライセンス取得料はライセンスの種類により異なる（下表参照）   |
| その他     | 犯罪歴がある場合や、虚偽の内容を申請した場合には、ライセンスは発行されない。  |

オンタリオ州における探偵業・警備業ライセンスの取得料

| ライセンス種別          | ライセンス取得料 | 有効期限 |
|------------------|----------|------|
| 探偵業ライセンス         | 30 カナダドル | 1 年間 |
| 警備業ライセンス         | 30 カナダドル |      |
| 探偵業・警備業ライセンス（両方） | 60 カナダドル |      |

監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services は、探偵ライセンスの申請を受け付けると、申請者の評判、財政状況、犯罪歴等を審査する。犯罪歴の審査には、CPIC（Canadian Police Information Check）という、個人の過去の容疑・有罪等の犯罪歴を調べる仕組みを利用する。過去の容疑を含む犯罪歴がある場合、申請を通さないこともあるが、過去の犯罪歴があったとしても、申請者が希望すれば、申請者に対して面接を行い、面接結果がよければライセンスを交付する。特に駐車違反等の軽犯罪であれば交付することが多い。

## その他の探偵業及び探偵にかかる規制

探偵及び警備員法では、探偵に対して次の規制を課している。これらは探偵だけを対象とする規制であり、警備員は対象ではない。

### オンタリオ州における探偵業及び探偵にかかるその他の規制

| 規制内容                                      | 条項              |
|---|-----------------|
| 探偵として入手した情報の漏えい禁止<br>(法令の要請がある場合は除く)      | 探偵及び警備員法 第 24 条 |
| 同法に定める身分証明書及び名刺を除く、身分証明書の保有・表示の禁止         | 同法 第 25 条(1)    |
| 同法に定める身分証明書の常時携帯義務                        | 同法 第 25 条(2)    |
| 警備員の制服着用時の探偵活動の禁止<br>(警備員ライセンスを併せ持つ探偵が対象) | 同法 第 25 条(3)    |

他にも、同法では「Private Investigator」という用語で探偵業及び探偵に関する規制を定めているため、この用語と類似する「Private Detective」という表示は、ライセンスの有無にかかわらず、いかなる事業においても行ってはならないと規定されている(同法 第 23 条)。

他にも、警備業と共通する規制として、同法 第 30 条では警察に類似する職務遂行を禁止している。

## (3)探偵及び警備員法改正の動向

### 改正の背景

オンタリオ州の探偵及び警備員法は、1966 年に制定されて以来、細かな修正を行ってきた。しかし、大幅な改正は一度もされてこなかったことから、現状の民間セキュリティ業界の技術や環境と法律が合わなくなっているとの指摘が多い。例えば、企業内探偵・警備員は探偵・警備員と同様の業務を行っているにもかかわらず、同法の対象ではないことなどである。

監督官庁 Ministry of Community Safety and Correctional Services では探偵及び警備員法の改正の必要性を長年感じており、2001 年ごろから改正について省内で本格的な検討を始めた。この時期については、2001 年 9 月の同時多発テロの余波が背景にあると考えられる。同時多発テロ以降、政府はテロ対策に注力するために、テロ対策以外の治安維持活動に民間のセキュリティ業界を利用するようになった。治安維持活動に従事する者は身元を明らかにし、スキルを有する必要があるの

で、民間セキュリティ産業に対する規制強化についての検討が始まったと考えられる。

その後、州政府は、業界団体などの利害関係者と改正の必要性を協議し、省内の大臣やマスメディアに働きかけ、改正に向けた活動を活発化させていった。

さらに、2002年にトロントでスーパーマーケットの警備員が窃盗犯の男性を取り押さえた際、その男性が心臓発作で亡くなるという事件が発生した。この事件の裁判において、陪審は探偵・警備員等の教育訓練やライセンス制度に関する22の改善勧告を行った。

これらを背景に、2004年12月にオンタリオ州政府は探偵及び警備員法の改正案を議会に提出し、現在審議中である（第二審議終了）。2005年秋には議会に設置された委員会が、オンタリオ州各地で公聴会を開き、改正法案の内容を再検討する予定である。その後、第三審議に移り、法案を再修正し、2007年初頭までに改正法案が成立する予定である。

#### 改正法案の概要

法改正の背景の多くは探偵よりも警備員に関連しているため、今回の改正は警備員に関連する制度の見直しを中心である。今回の改正の主な以下の通りである。

##### 探偵及び警備員法改正案（Bill 159 2004）及び同規則改正案の主な内容

|   |
|---|
| 企業内探偵・警備員も「探偵及び警備員法」の対象とし、ライセンス制に変更<br>個人向けライセンス制度の改正(教育訓練の義務化、モバイルライセンスの導入)<br>ライセンス取得料の改定<br>警備員の制服の新基準の導入<br>警備員が使用する器具の新基準の導入 等 |
|---|

探偵業界に関連する主な改正内容は、教育訓練の義務化、モバイルライセンス（mobile license）の導入、そして企業内探偵をライセンスの対象とすることである。なお、事業者ライセンス制度に大きな改正はない。

##### 1)教育訓練の義務化

現行では、教育訓練の必要がないため、警備員、探偵のスキルは様々である。トロントでの事件を受けて、特に警備員の教育訓練の必要性が検討されるようになった。それにあわせて、探偵の教育訓練についても検討され、改正案では警備員、探

偵の両者に教育訓練を義務付ける内容となっている。

警備員と探偵の教育内容は異なる予定であるが、今回の改正では、警備員、探偵のライセンスの要件として教育訓練の受講を含める予定である。州政府によると、ライセンスの新規取得時に教育訓練機関での修了証書を提出させる仕組みにして、更新時には再度受講する必要がないようにする予定である。

探偵の教育訓練内容、実施方法等については、2005年6月に州政府、業界団体、有識者などを加えた諮問委員会を設置して、協議する予定である。そのため、2005年5月時点では詳細については決まっていない。

州政府に対するインタビュー調査では、警備員の教育訓練は、既存の短大や大学で行われているコースに新たな内容を追加するような形や ASIS ( American Society for Industrial Security ) の基準の採用など、既存のものを活用する案を検討しているとの回答を得た。一方、探偵の業務は多岐に渡っており、探偵の教育訓練内容を定めることは難しく、探偵業務でも共通する内容を探している段階であった。探偵業務にかかわる法律などの講義や実技、テキスト学習などを州政府は念頭に置いているようである。

教育訓練の終了後、筆記テストを受けてもらい、その合格者だけがライセンス申請できるようにする仕組みにする予定である。

業界団体 CPIO とのインタビュー調査では、CPIO は法律だけでなく、探偵としての責任・職業倫理、顧客サービスのあり方などもカリキュラムに盛り込むことを提案していた。また、教育訓練は初回取得時だけでなく、毎年何らかの研修を受講することを義務付けるように、CPIO は州政府に提案している。そして、改正当初は基本的な教育訓練でも構わないが、将来的には政府と探偵業界が共同して、教育訓練プログラムを制定し、教育訓練内容が拡張されていくことを望んでいる。

教育訓練の義務化はコストと時間の負担がかかることから、探偵業界は教育訓練の義務化に否定的であると予想されたが、実際には業界全体の水準向上、イメージの改善につながることから、業界では好意的に受け止めている。

## 2) モバイルライセンスの導入

現行法では、探偵及び警備員の個人向けライセンスは、所属企業を通じて取得することになっている。そのため、探偵・警備員はライセンスを取得しても、ライセンス取得を媒介した企業でのみ働くことができ、別の探偵・警備事業者に転職の際には再度ライセンスを取得する必要がある。

今回の改正法案では、現行の個人向けライセンス制度を改め、「モバイルライセンス (mobile license)」というライセンス制度の導入を目指している。モバイルライセンスは車の免許のように、個人が直接取得でき、探偵 (もしくは警備員) としてどこの企業でも働くことができるようになる。この制度が導入できれば、現行の個人ライセンスは廃止する予定である。

### 3)ライセンス対象の拡張

現行法では規制の対象外である企業内探偵 (an in-house private investigator) に対しても、探偵及び警備員法の規制対象とする検討が行われている。規制対象となれば、企業内探偵もライセンス取得を義務付けられることになる。

州政府としては、企業内探偵でもライセンス探偵でも業務内容はほぼ同様であるので、企業内か否かで規制レベルに差をつけるのは、公共政策上、好ましくないと考えている。また、教育訓練の義務化により増加するコストが顧客の料金に跳ね返ることになれば、顧客企業は探偵事業者や警備事業者に委託するよりも、企業内に探偵・警備員を抱えて、コストを抑えることが予想される。このような抜け道を防ぐためにも、企業内探偵・警備員もライセンスの対象とする議論が出てきている。

### 4)その他の主な改正点

その他、州政府は、個人向けライセンスをレベル 1、レベル 2 のようにレベル分けし、各レベルで活動業務を規定することも考えている。

また、州政府は、ライセンス申請者の身辺調査 (background check) を厳しくする予定である。警察や連邦政府の協力の下、犯罪歴やテロ活動へのかかわりなどを厳しくチェックする。移民者が申請した場合には、移民者の出身国の政府の協力を要請する予定である。

ライセンス取得料も改定する予定である。金額は未定であるが、州政府に対するインタビュー調査によると、個人向けライセンスの場合(探偵、警備員いずれも)、30 カナダドルから 65~80 カナダドル、事業者ライセンスで 500 カナダドルから 750 カナダドルにする見込である。

#### 4. 個人情報保護法令による影響

##### (1)個人情報保護法令の概要

カナダにおける個人情報保護法令としては、2000年4月に制定された連邦法「個人情報の保護及び電子文書法」(Personal Information Protection and Electronic Documents Act)がある。同法(以後、PIPEDAとする)は民間部門を対象とした連邦法であり、PIPEDAに相当する州法がない限り、各州に適用される。オンタリオ州では公的部門を対象とした個人情報保護法令がいくつか存在するが、民間部門を対象とした個人情報保護法令が存在しないため、オンタリオ州でもPIPEDAが適用される。なお、PIPEDAに相当する州法を制定している州は、2005年5月時点でケベック州だけである。施行は段階的に行われており、2004年1月1日に全面施行された。

PIPEDAの適用対象は、商業活動の過程で個人情報を収集、利用もしくは開示する全ての民間組織、個人である(同法第4条)。探偵事業者、探偵個人も調査活動で個人情報を扱うため、PIPEDAは適用される。

PIPEDA第5条により、PIPEDAの適用対象である団体・個人は、同法別表1「カナダ全国基準に掲げる原則『個人情報保護モデルコード』」(Principles Set Out In The National Standard Of Canada Entitled Model code For The Protection Of Personal Information)で定められている10原則を遵守しなければならない。「カナダ全国基準に掲げる原則『個人情報保護モデルコード』」(以後、「個人情報保護モデルコード」とする)の概要は以下の通りである。

##### カナダ全国基準に掲げる原則『個人情報保護モデルコード』(概要)

|                |  |
|----------------|--|
| 1. 説明責任        | 個人情報を自らの管理下に置き、同法の遵守に対する責任者を一人もしくは複数人指名しなければならない。                  |
| 2. 目的の特定       | 個人情報の収集する際、もしくは収集する前に、その個人情報を収集する目的を明確にしなければならない。                  |
| 3. 同意          | 個人情報の収集、利用、開示をするためには、本人の同意及び理解を得なければならない(ただし、同意を得ることが不相当である場合を除く)。 |
| 4. 収集の制限       | 当該目的に必要な個人情報を収集してはならない。公正かつ合法的な手段で個人情報を収集しなければならない。                |
| 5. 利用、開示、保存の制限 | 当該目的以外の目的で個人情報を利用、開示してはならない(ただし、本人の同意もしくは法の要求がある場合                 |



|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | は除く)。当該目的で必要とする期間以上に個人情報を保存してはならない。  |
| 6. 正確性            | 個人情報は正確、完全、最新のものでなければならない。   |
| 7. 安全措置           | 個人情報の保存には、個人情報の機密性を確保するために適当な安全措置を取らなければならない。  |
| 8. 公開性            | 個人情報の管理方針及び管理状態についての情報を公開しなければならない。  |
| 9. 本人への公開         | 本人の要求に基づいて、その人の個人情報の存在、利用、開示状況について知らせ、その個人情報へのアクセスを認めなければならない。本人は個人情報の正確性、完全性について異議を申し立てることができ、適切な情報に修正することができる。 |
| 10. 同法の遵守状況に対する異議 | 個人情報を収集された個人は、収集した団体・個人の同法の遵守状況に対して異議を申し立てることができる。   |

出所：Personal Information Protection and Electronic Documents Act Schedule 1

このように PIPEDA 別表 1 の第 3 原則により、本人の理解・同意なしにその人の情報を収集、利用、開示してはならない。しかし、これには例外規定がある。収集、利用、開示に本人の同意が不要なケースは以下の通りである。

#### 本人の同意が不要なケース（抜粋、要約）

| 根拠条項                   | 本人の同意が不要なケース   |
|------------------------|--|
| 第 7 条第 1 項(a)、第 2 項(d) | 個人情報の収集、利用、開示が明らかに個人の利益になり、同意がすぐに得られない場合の個人情報の収集、利用、開示   |
| 第 7 条第 1 項(b)、第 2 項(d) | 契約違反や法律違反に関する調査を目的とする個人情報の収集、利用、開示において、同意を得ることで、情報が入手できない可能性や情報の正確性がなくなる可能性がある場合の個人情報の収集、利用、開示 |
| 第 7 条第 2 項(b)、第 3 項(e) | 個人の生命、健康、安全に脅威を及ぼす緊急事態に必要な個人情報の利用、開示   |
| 第 7 条第 3 項(h.2)        | 別途に規定する「調査機関 (an investigative body)」が契約違反や法律違反に関する調査のために必要とする個人情報の開示                          |

出所：Personal Information Protection and Electronic Documents Act

「調査機関 ( an investigative body ) 」の定義は、「調査機関を指定する規則」 ( Regulations Specifying Investigative Bodies ) で規定されている。同規則で探偵に該当する条項は以下の通りである。

調査機関の定義 ( 探偵業に該当する条項を抜粋、要約 )

| 条項          | 内容  |
|-------------|---|
| 第 1 条(w)( ) | PIPEDA における調査機関には、州政府から探偵業としてのライセンスを受け、かつ、「個人情報保護モデルコード」 ( PIPEDA 別表 1 ) に準拠したプライバシー規定を保有する企業もしくは機関が含まれる。       |
| 第 1 条(w)( ) | PIPEDA における調査機関には、探偵業界の利益を代表する業界団体の正規会員であり、かつ、「個人情報保護モデルコード」 ( PIPEDA 別表 1 ) に準拠したプライバシー規定を保有する民間企業もしくは機関が含まれる。 |

出所：Regulations Specifying Investigative Bodies

オンタリオ州の探偵業界団体 CPIO に加盟するためにはオンタリオ州の探偵 / 探偵事業者ライセンスが必要である。また、CPIO では「個人情報保護モデルコード」に準拠したプライバシー規定を定めており、会員企業、探偵に遵守を求めている。会員企業は CPIO のプライバシー規定をそのまま自社のプライバシー規定として採用することができるので、CPIO の会員になれば調査機関の要件を満たすことができる。

## (2)個人情報保護法令の影響

契約違反や法律違反に関する調査であれば、本人の同意なしに個人情報の収集、利用、開示を行うことができる。( PIPEDA 第 7 条第 1 項(b)、第 2 項(d) ) また、オンタリオ州における業界団体 CPIO に加盟できれば、PIPEDA 第 7 条第 3 項(h.2)の調査機関として認定を受けることができ、個人情報の開示に本人の同意は不要となる。これらの除外規定から、PIPEDA により探偵業務が制限された事例は少ない。

確かに PIPEDA の影響で、法律違反や契約違反に関係のない調査依頼は行えなくなったため、特に個人顧客の依頼を受けられないケースが増えた。例えば、恋人の行方を調査する仕事は、依頼主とその恋人の関係を法的に証明できないため、行うことができなくなった。

それでも、探偵業務の大半を占める企業向けの調査に関してはほとんど影響がない

ため、探偵業界の PIPEDA によるマイナスの影響は軽微と言える。むしろ、インタビュー調査を行った企業では、PIPEDA により仕事が増加したというプラスの影響があった。PIPEDA の別表 1 の第 4 原則により顧客である民間企業は情報収集を合法的に行う必要性が生じたため、探偵に調査を依頼するようになったためである。

調査業務への PIPEDA の影響は軽微だが、企業経営面に多少の影響を及ぼしている。PIPEDA には他の連邦法や各州の州法と矛盾している条項があるからである。例えば、PIPEDA の別表第 5 原則により使用後の資料はすぐに廃棄しなければならないが、オンタリオ州の州法では税務関連の資料は少なくとも 7 年間の保存が義務付けられている。オンタリオ州の警察のガイドラインでも、捜査終了後、2 年間は捜査資料を保存することを求めている。このように資料の保存期間で矛盾が生じている。

この保存期間のケースでは、インタビュー調査を行った探偵事業者は、PIPEDA よりも州法に従って、資料の保存期間を 7 年以上に定めていた。PIPEDA に従うと契約問題等で顧客に民事訴訟を起こされた場合に対応できないこともあるためである。ある民間企業では、調査に関する書類（勤務時間表、メモ、レポート等）は全てファイリングして、12 年間保存しており、別の探偵事業者では半永久的に資料を保存していた。ただし、資料の保存方法に関しては PIPEDA に従っており、社内に監視カメラを設置するなどセキュリティの強化に努めている（PIPEDA 別表第 5 原則に基づく）。これらの矛盾は、PIPEDA 制定時に連邦政府が各州政府や産業界と協議しなかったことが原因と考えられている。

## 5 . 業界の課題

### ライセンス制度について

業界団体からは、既にライセンスを取得している探偵に対しては、法改正後の教育訓練を免除させるなど、新制度でもライセンスを簡単に取得させるべきとの意見が出ている。

そこで、州政府は、移行措置として、既存のライセンス所得者に対しては教育訓練の受講を不要とし、テストの受験だけを求める予定である。ただし、試験に不合格になった場合、教育訓練を受けなければならない。法改正後から施行までに 12 ~ 18 ヶ月の準備期間を用意し、たとえ不合格になっても既存のライセンス探偵全員が新制度でもライセンスを取得できるための時間的余裕を設ける予定である。

また、現状では各州が州法でライセンス制度を導入しており、州をまたがって業務を行うためには、各州でライセンスを取得する必要がある。そのため、カナダ統一ライセンスや各州のライセンスを相互認証する仕組みがあれば、理想的である。

しかしながら、統一ライセンスも相互認証の仕組みも実現は遠い。統一ライセンスについては、各州に規制局を持っており、ライセンスの要件、基準、意見を一致させることは難しい。各州の業界団体が集まって、一度だけ協議が行われたが、その後の議論は進んでいない。また、相互認証の仕組みについても、2 年前に各州の規制当局の関係者が集まり、協議したが、こちらの議論も進んでおらず、実現はまだまだ先である。

カナダ全国レベルの業界団体がいないことから、効率的かつ効果的な規制を行うためには、最初から一つの強力で全国的な業界団体を組織する必要があるとの指摘もある。全国規模の業界団体があれば、政府はライセンス要件の一つに業界団体の加盟を含めることで、全国レベルの規制がスムーズに行うことができる。また、政府との情報交換も行いやすし、その業界団体に情報が集中すれば、探偵が利用できるデータベースを保有できるなど、探偵業務にもメリットが大きいという意見があった。

なお、民間企業、業界団体からは、業務内容が全く異なる探偵と警備員を同じ法律で同様に規制することに対して反対の意見があった。

### 探偵の情報収集について

北米社会では、本人の同意が必要な情報が多すぎるという意見もある。ライセンス制度により政府に認められているのであれば、不正使用しないことを条件に、探

偵は必要な時に必要な量の情報にアクセスできる仕組みの構築が課題との意見である。すなわち、警察は経済犯罪の対応は後回しになりがちで、予算も専門家も少ない。探偵は警察が行うことができないこれらの犯罪解決のために活動しているのであり、犯罪解決のためにも、探偵が責任もって情報収集できる仕組みが必要との考えである。